

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年10月17日（金）第661号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○県税の申告等期限の指定	（税務課取扱い）	1
○漁船保険付保義務発生	（水産振興課取扱い）	1
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	1
○収去飼料の試験結果の公表（2件）	（畜産振興課取扱い）	2
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	3
○証紙販売人の指定	（会計課取扱い）	4

正

誤

○鹿児島県公報第603号の23（令和 7 年 3 月28日付け）の一部訂正（※）	（人事課取扱い）	4
--	----------	---

告

示

鹿児島県告示第615号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、令和 6 年 2 月 9 日鹿児島県告示第84号（県税の申告等期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年10月30日までの間に到来するものについて、令和 7 年10月31日とする。

令和 7 年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

指定地域

石川県のうち輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町

鹿児島県告示第616号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岸良加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第617号

薩摩川内市里町里3511番地 2 本一春及び薩摩川内市里町里71番地 馬場直記からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分